

短期入所生活介護(ショートステイ) うれし野 重要事項説明書

当事業所(短期入所生活介護施設 うれし野)は介護保険の事業者として指定を受けています。
(介護保険事業者番号:岐阜県指定 2170601039 号)

当事業所は、利用者に対して潤いのある生活の場を提供する福祉施設です。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことなど、次のとおり説明します。

目次

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況及び勤務体制
4. 事業所が提供するサービスと利用料金
5. 嘱託医及び協力医療機関(特別養護老人ホーム)
6. ご利用中の医療行為等
7. 受診の依頼
8. 事故発生時の対応
9. 急変時の対応
10. 非常災害時の対策
11. 身体拘束について
12. 事業所をご利用の際に留意していただく事項
13. 苦情の受付について

1. 事業者

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| (1) 設置者名 | 社会福祉法人 登豊会
特別養護老人ホーム 岐南仙寿 うれし野 |
| (2) 所在地 | 岐阜県羽島郡岐南町伏屋8丁目33番地 |
| (3) 電話番号 | 058-259-3300 |
| (4) 代表者名 | 理事長 近石登喜雄 |

2. 事業者の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 短期入所生活介護 (岐阜県指定 2170601039 号) |
| (2) 事業所の目的 | 介護を必要とするお年寄りに短期間入所していただき、日常生活全般にわたる介護サービスを行い、快適で潤いのある生活の場を提供することを目的とした施設です。 |
| (3) 事業所の名称 | 短期入所生活介護施設 うれし野 |
| (4) 事業所の所在地 | 岐阜県羽島郡岐南町伏屋8丁目33番地 |
| (5) 電話番号 | (代表) 058-259-3300 |
| (6) 事業所長 | 管理者:施設長 近石千恵美 |
| (7) 事業所の運営方針 | ① 施設は、短期入所生活介護施設として要介護状態に応じて、良質なサービスの提供を行い、希望と快適な日常生活を営むことができるように努めます。
② 施設は、老人福祉法、介護保険法等の基本理念に基づき利用者おひとりおひとりの意思及び人格を尊重し、在宅生活の延長の趣旨を重視し、健康管理、日常生活動作の維持・回復の援助に努めるとともに「明るく」「和やか」な雰囲気の中で安心して暮らしていただけるようにサービスの充実に努めます。 |

③ 事業の実施にあたっては、医療機関をはじめ、地域の保健・福祉サービス事業者並びに各指定居宅介護支援事業者などと連携を密にし、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めます。

④ 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備します。

(8) 開設年月日 平成25年5月11日

(9) 入所定員 20人

(10) ユニット数 1ユニット

(11) ユニットの定員, 居室数

ユニット名	定員	部屋	室
桂	10人	1人部屋	10室
月	10人	1人部屋	10室

3. 職員の配置状況と勤務体制

事業所では、利用者に対して施設サービスを提供する職員として、以下の職員を配置します。

(1) 主な職員配置

職員	配置人員	職員	配置人員
1. 管理者(兼)	1人	5. 機能訓練指導員(兼)	1人
2. 生活相談員	1人	6. 管理栄養士(兼)	1人
3. 看護職員	1人	7. 調理員	委託
4. 介護職員	人 (内非常勤 人)		

(2) 勤務体制

① 管理者・生活相談員・管理栄養士

勤務時間帯 8:30 ~ 17:30

② 看護職員・機能訓練指導員

日勤務 8:30 ~ 17:30

※夜間については交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。

③ 介護職員

A 勤務 7:00 ~ 16:00

日勤務 8:30 ~ 17:30

B 勤務 14:30 ~ 23:30

C 勤務 23:30 ~ 8:30

※原則として職員1人にあたり、入所者3人のお世話をします。

④ 介護職員(パート)

A 勤務 7:30 ~ 12:30

B 勤務 8:30 ~ 17:30

C 勤務 13:00 ~ 18:00

4. 事業所が提供するサービスと料金(利用料金表は別紙)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、原則として全費用の9割又は8割(①食事を除く)が介護保険から給付されます。

① 食事(全額自己負担)

・事業所では、栄養士の献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事

を提供します。

・入所者の自立支援のため離床して各ユニットのリビングでの食事を原則としていますが、入所者の希望や体調により居室で食事をとっていただくこともできます。

・食事時間

朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

② 入浴

・利用者週2回を原則として行っています。(ただし、必要に応じ随時対応)

・利用者の身体状態に合わせて一般浴・特殊浴(座位式・寝台式)など適宜選択して行います。

・健康の状態により入浴のできない場合を除き以下のように実施します。

原則 1泊2日－1回 2泊3日－1回 3泊4日－2回 土日も入浴可

③ 排泄

・利用者の状態に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立について適切な援助を行います。

④ 機能訓練

・利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能回復またはその減退を防止するための必要な機能訓練を行います。

⑤ 健康管理

・健康診断書の提出をお願いする場合がございます。

・利用者の主治医より処方された薬、日常使用される薬は、看護職員が保管、管理を行います。

・定期的なバイタルチェック、観察を行い、健康状態を把握し必要により看護職員の指導・指示を行います。

⑥ サービス向上の精神

・事業所では利用者の人権を尊び、真心こめたサービスを実践し、安心・安全・満足の高いサービスを提供すると共に、利用者・家族に信頼を構築し、地域の皆様との連携・交流に努めます。

⑦ 送迎

・地域：通常の事業の実施地域は岐南町、笠松町、岐阜市及び各務原市であるが一宮、江南市の一部地域の利用実績あり。

・曜日：営業日(12月30日から1月3日は除く)

・時間：午前9:00～午後5:00

・費用：184円/回

送迎区域以外の送迎については、下記のとおりとする。

・上記区域外に居住する利用者に対して行う送迎で、当施設から片道15km以内は通常料金

・15kmを超える場合は、5km毎に500円の実費追加

・土日祝日の送迎は利用状況により家族送迎をお願いすることがあります。

⑧ 短期入所生活 介護計画の作成

・おおむね4日間以上利用される方に対して、管理者が作成します。

⑨ 個人情報の取り扱い

・介護保険法に基づく契約第12条秘密保持に関連し、契約の有効期間中、以下の目的で個人情報を取り扱います。

・当施設が利用者に提供する介護サービス(担当者会議、照会への回答等含む)

・保険請求事務

・利用者に関わる当施設の運營業務(うれし野新聞掲載も含む)

・個人情報については利用者及び家族の尊厳を守り、安全に配慮し慎重に取り扱います。

⑩ 利用料金の支払い方法

・利用初回の費用は、現金もしくは銀行振り込みでお支払いください。なお、継続したご利用の場合は金融機関自動引き落とし(銀行・郵便局)をご利用頂けます。

⑪ 利用の変更、中止

・ご利用の前日、当日及び利用期間中の中断、変更、取り消しなどの申し出があった場合、実費相当額(食費)及び、介護保険点数10割負担分の利用料、居住費のキャンセル料を頂く場合があります。ただし連絡が困難な場合などやむを得ない場合はこの限りではありません。

(2) 主な行事

・夏祭り ・敬老会 ・誕生日会 ・花見 ・クリスマス会 ・喫茶店(有料) ・外出イベント

(3) 教養娯楽

・書道教室 ・音楽療法 ・ドッグセラピー

5. 嘱託医及び協力医療機関(特別養護老人ホーム)

(1) 嘱託医

所在地 岐阜県羽島郡岐南町上印食7-12

病院名 赤座医院上印食診療所(内科)

(2) 協力医療機関

所在地 岐阜県羽島郡岐南町上印食7-12

病院名 赤座医院上印食診療所

所在地 岐阜県岐阜市光町2丁目46番地

病院名 近石病院

所在地 岐阜県羽島郡笠松町田代185-1

病院名 松波総合病院

所在地 岐阜県岐阜市野一色7丁目2番5号

病院名 澤田病院

6. ご利用中の医療行為等

- (1) サービスご利用期間中はご利用者の主治医の診断による治療方針と方法が継続されます。
- (2) 投薬等につき必要に応じて医療に係らせていただきますが、医療の内容によってはサービスをご利用いただけない場合がございます。
- (3) ご利用当日の体調(発熱、風邪等)によっては、ご利用を見合わせていただく場合がございます。

7. 受診の依頼

- (1) サービスご利用中にご契約時、またはご利用開始時と著しく異なる心身の状況が認められた場合や、他のご利用者への影響が懸念される症状が認められた場合には、急変時対応以外でも看護師または介護職員の判断により、医療機関での受診をお願いする場合がございます。
- (2) 受診のための送迎、付き添いは原則としてご家族での対応となります。
※定期的な受診がサービスご利用中に予定されている場合は、ご家族により受診していただきます。

8. 事故発生時の対応

事故防止には最善を尽くします。万が一、事故が発生した場合は以下の点に留意して対応させていただきます。

- (1) 事故が発生した場合、予めお知らせいただいている「緊急連絡先」へ速やかに連絡します。
また、必要に応じて地方公共団体など関係機関にも連絡します。
- (2) 事故を調査した結果に基づいて、ご家族等にその発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。
- (3) 事故後の対応にあたってはご利用者本人やご家族等の気持ちを考え誠意ある態度で対応します。
- (4) ご利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、ご利用者に対して、速やかに損害を賠償します。ただし、ご利用者に重大な過失がある場合は、事業者は賠償責任を免状され、または損害額を減額されることがあります。

9. 急変時の対応

- (1) サービスご利用中にご利用者が急変された場合は、看護師または介護職員の判断により、原則として救急車により医療機関へ救急搬送いたします。
- (2) ご利用者の主治医に連絡し、主治医が所属する医療機関となるよう、救急隊員に依頼します。
主治医に連絡がとれない等の場合は協力医療機関と連携しその他の医療機関への搬送もあり得ます。また、夜間、休日は救急指定病院への搬送となります。
- (3) 救急搬送の際は事前にご家族に連絡をおとりしますが、状況により事後となる場合がございます。
- (4) ご利用の状態によっては、搬送先医療機関での緊急入院もあり得ますことをご了承ください。

10. 非常災害時の対策

- (1) 非常時の対応
別途定める「社会福祉法人 登豊会 防災計画」により近隣住民との連携により対応します。
- (2) 消防計画
消防署への防災訓練計画書を提出し、その指導の基で防災に関し常に職員として指導訓練を実施しその体制の確立に努めています。

11. 身体拘束について

- (1) 施設サービスの提供にあたっては、ご利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き身体拘束、その他ご利用者の行動を制限する行為をしません。
- (2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、ご利用者またはそのご家族に対して事前に口頭及び文書による説明を行い、併せて文書による同意を得ます。
- (3) 施設長を長とする特定ケア検討委員会を随時開催し、緊急やむを得ず行う身体拘束について判断を行うと共に、常にその解消のため検討に努めます。

12. 事業所をご利用の際に留意していただく事項

- (1) 面会
・面会時間は午前8:30から午後8:00までに面会をお願いいたします。
・食べ物の持ち込みは原則としてお断りしていますが、もし利用者の嗜好品をお持込される場合には、必ず介護職員に連絡してください。
- (2) 喫煙
・館内及び敷地内は禁煙となっております。
・喫煙される利用者に対して火気類は絶対に渡さないでください。

13. 苦情の受付について

(1) 事業所における苦情やご相談は専用窓口にて受け付けます。

・苦情受付窓口(担当者)

職名	氏名
介護課長	杉田 美智代
生活相談員	太田 裕美

・受付時間及び電話番号

午前8:30から午後5:30まで 電話 058-259-3300

(2) その他の苦情受付機関

特別養護老人ホーム岐南仙寿うれし野 苦情処理委員会	電話番号 058-259-3300
岐南町役場 健康推進課	電話番号 058-247-1321
笠松町役場 住民福祉部	電話番号 058-388-1111
岐阜市 介護保険課	電話番号 058-265-4141
各務原市 高齢福祉課	電話番号 058-383-1779
岐阜県国民健康保険団体連合会	岐阜市藪田南5-14-12 (岐阜県シンクタンク庁舎5階) 電話番号058-275-9826

※お住まいの市町の介護保険担当窓口にご相談ください。

平成 年 月 日

介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム 岐南仙寿うれし野

説 明 者 職 名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護施設サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者 住 所

ふりがな
氏 名

印

利用者の家族等 住 所

ふりがな
氏 名

印